

令和7年度江南市住宅用ゼロカーボン推進設備設置費補助金制度 (一体的導入) 蓄電システム・充給電システム・断熱窓改修工事

クリーンエネルギーの利用を促進し、地球温暖化防止に寄与するため、市内の住宅に以下のゼロカーボン推進設備を一体的に導入される方へ、次の要領で設置費の一部を補助します。

補助対象設備

※対象設備ごとに以下に該当するもので、未使用品に限ります。

・住宅用太陽光発電システム(発電システム)

太陽電池の最大出力値が50kW未満のもの。(全量売電は対象外となります。)

増設の場合は既設部分を含め発電システムが50kW未満のもの。

・家庭用エネルギー管理システム(HEMS)

・定置用リチウムイオン蓄電システム(蓄電システム)

・電気自動車等充給電システム(充給電システム)

・断熱窓改修工事 ⇒既設住宅に限る

愛知県が実施する「愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金」の交付の対象として、指定されたもの。

※補助対象設備であることを必ず申請前に確認してください。(ホームページより確認ができます。)

一体的導入の補助対象設備の組み合わせと補助金額

- ・一体的導入としての補助申請は(表1)の設備の組合せとなります。
- ・発電システムとHEMSの設置が必須条件となります。

(表1)

①	②	③
発電システム HEMS 蓄電システム	発電システム HEMS 充給電システム	発電システム HEMS 断熱窓改修工事
21万2千800円	11万2千800円	12万2千800円

※補助対象経費が補助額未満の場合、補助対象経費が上限(百円未満切捨て)

補助対象者

- ・(表1)の①~③のいずれかを申請する方。
- ・自ら居住する市内の住宅に自ら購入した対象システムを設置し使用する方。
(転居を伴う方は実績報告までに設備設置場所への住民登録が必要です。)
- ・発電システムで発電した電気を自ら使用する目的で電気事業者と契約を締結する方。
- ・市税を滞納していない方
- ・市への実績報告が令和8年3月10日(火)までに完了する方。

※①又は②の補助申請後に、HEMS、蓄電システム又は充給電システムの設置をとりやめた場合には、発電システムも補助対象から外れ、一体的導入ではなく対象設備の単体補助となりますので、変更申請手続きが必要になります。

※③の補助申請後にHEMSの設置をとりやめた場合には、補助対象となる設備がなくなるため、中止申請が必要になります。また、断熱窓改修工事をとりやめた場合には、HEMSの単体補助への変更申請手続きが必要になります。

いずれも申請窓口までお問い合わせください。

交付申請

※申請窓口は市役所環境課です。

(表1)の①又は②又は③に係る一番早く設置工事が始まるシステムの設置工事着手の概ね15日前までに、次の書類を提出してください。

1 住宅用ゼロカーボン推進設備設置費補助金交付申請書(様式第1)

※P1～5までありますので、必ず5枚全て記入の上、提出をしてください。

また、各チェック欄にも内容を確認したうえで、必ずチェックを入れてください。

2 工事請負契約書(又は注文書と請書)の写し

※**契約者控えの写し**で、収入印紙の添付があるもの

申請時点で契約変更している場合は、変更契約書も提出が必要

3 設備を設置しようとする住宅の位置図

4 工事着工前のカラー写真 ※不鮮明な写真、申請時と状況が大幅に異なる写真は不可

- | | |
|----------|---|
| ①②の申請・・・ | 住宅の全景
申請時の屋根の全景が確認できるもの
設置予定の場所を中心とし周りの壁面等も入れ、広めに撮影したもの
建築中の場合には申請時の状況を写したもの |
| ③の申請・・・ | |
| | 住宅の全景
申請時の屋根の全景が確認できるもの
断熱窓への改修部分と改修部分の外壁面全体を写したもの |

5 その他参考となる書類

①製品仕様書(太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、HEMS、蓄電システム)

②製品仕様書(太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、HEMS、充給電システム)

③住宅全体の平面図に改修部分の位置を示し、改修後の熱貫流率を示したもの

製品仕様書(太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、HEMS、断熱窓等)

※製品仕様書とは、「申請する設備の内訳」に記載する型式など詳細の明記があるパンフレット等の資料です。なお、蓄電システムについては蓄電池本体型番、蓄電容量、パッケージ型番、パッケージの詳細(必要な場合)が記載されている資料となります。

※設置工事着工前に交付の申請をしていただかないと、補助金は交付されません。

※予算に限りがありますので先着順とさせていただきます。事前にお問合わせください。

○交付申請後の手続きについて

交付決定

市役所から交付決定通知書(様式第2)を送付します。通知の内容をご確認ください。

工事着工届の提出

交付決定を受けた日から60日以内に工事を着工し、工事着工届(様式第7)を、一番設置が早い設備の工事着工後10日以内、または交付決定を受けた日から60日以内のいずれか早い日までに提出してください。また、設置予定場所から変更する場合は、着工前に新たな設置場所を撮影し、工事着工届とともに写真を再提出してください。

※期限内に届出がない場合は、申請を取下げたものとみなしますのでご注意ください。

※申請設備によって実績報告の際に製品の型番、製造番号等を記載したラベル写真が必要となります。雨よけ設置前など、撮影可能な時期にあらかじめ撮影してください。

※3月10日までに実績報告に必要な全ての書類を提出できない場合には、交付決定通知書を受け取っていても補助金の交付はされません。

○その他

- 要綱様式の変更がありますので、必ず令和7年度の要綱をお読みいただき、今年度の様式で手続きをしてください。
- 申請手続きをされる前に、実績報告までに必要な書類(領収書の写し、型式や製造番号がわかるラベルの写真や出荷証明書など)を確認していただき、随時ご準備をお願いします。また、ラベルの写真は数字やアルファベット等の読みとりができるものをお願いします。
- 郵送(メール、FAXは受付不可)での書類の提出は可能ですが、郵送事故等の責任は負いかねますのでご注意ください。
- 工事着工届、実績報告の書類の提出には提出期限が設けてあります。添付書類も含め要綱で定める期限内に書類が提出できない場合には補助金の交付はされませんので、提出期限を厳守してください。特に年度末は2月末をめどに実績報告書類の提出をお願いします。
- 請求書(様式第10)を書き損じた場合は、新しく書き直してください。
- 交付決定後に別システムの申請をする場合には、重複する書類も再度提出が必要になります。

○問合せ先・申請窓口 市役所経済環境部環境課 電話 0587-54-1111 (内線 421)

必ずご確認ください

家庭用エネルギー管理システム(HEMS)の 補助対象機器について

江南市では家庭用エネルギー管理システム(HEMS)について、以下の要件を満たす機器を補助対象としています。申請をされる前にご自身で必ずご確認くださいの上、申請書のP1の「※対象システムの確認」にチェックができる場合に申請をしてください。

1. 以下の機器要件をすべて満たすもの

～愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金取扱要領(抜粋)～

ア 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているものであること。

イ タブレット、スマートフォン、パソコン又は家庭用エネルギー管理システムに付随する専用モニターにより、電力使用量を表示できるものであること。

ウ 住宅全体の電力使用量を30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1ヶ月以上、1日以内の単位で13ヶ月以上蓄積できるものであること。

エ 分岐回路単位の電力使用量、部屋単位の電力使用量、電気機器単位の電力使用量のいずれかを30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1ヶ月以上、1日以内の単位で13ヶ月以上蓄積できるものであること。

オ 一つ以上の設備又はエネルギー設備を用いたピークカット、ピークシフト制御を自動的(使用者の確認を介した半自動制御を含む。)に実行できるものであること。

カ 太陽光発電施設等の創エネルギー設備及び蓄電池等の蓄エネルギー設備との接続機能を有しており、発電量等、充電量等の情報が取得又は計測できるものであること。

キ 電力使用量に関わる情報に基づき、電力使用量の削減を促す情報提供を行うことができるものであること(目標達成状況を提示する省エネ評価を含む。)

2. 国が平成25年度補正「住宅・ビルの革新的省エネ記述導入促進事業費補助金(補助事業は終了)において補助対象機器として登録していたもの

参考: SII 補助対象機器一覧検索 https://sii.or.jp/hems25r/file/search_list.pdf